

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>国民がインターネットにアクセスする環境としては、もっとも重要なことは「常時接続」を可能とすることだと考えます。アクセス速度については、「超高速」に拘る必然性は無いと考えます。ADSL等メタル媒体や無線媒体であっても個人が常時接続環境を確保する手段としては必要十分なものと考えます。</p> <p>基盤整備の主眼はインターネットアクセスとすべきであり、現在の「固定電話」に代表される、ユニバーサルな「電話」サービスの整備は対象にすべきではないと考えます。「電話」サービス自体には「超高速」は不要で、「常時接続」も必要が無いサービスですので、ブロードバンド基盤整備とは無関係なサービスですし、すでに現時点で全国くまなくユニバーサルなサービスとして整備、提供されているものなので、今後のブロードバンド基盤整備の対象サービスとして議論することはふさわしくなく、「ブロードバンド基盤」と「ユニバーサル電話サービス」は分離して整備すべきと考えます。</p> <p>現在集合住宅に住んでいますが、集合住宅の住民にとって「光の道」が自宅に制限無く整備されるとは考え難く、集合住宅の共有部により何らかの制限がかかることは避けられないと想定されます。現在利用可能となっている「高速」なインターネットアクセス環境とユニバーサルな「固定電話」サービスがあれば、今以上の整備を強制することは過剰と考えます。</p> <p>ユニバーサルな電話サービスに加えて、ユニバーサルな高速インターネットアクセス環境を整備することは有効と考えますが、「超高速」に拘る必要はないと考えますので、所謂「光の道」と呼ばれるような光ファイバを全国・全世帯にくまなく経済性を度外視してまで整備する必要は無いと考えます。</p> <p>また、高速／超高速なブロードバンド環境が設備されたとしても、それが現在のユニバーサルなメタルを利用した「固定電話」の撤廃要件と整理されることには不安を感じます。自宅が停電しても使用可能な現在の固定電話は安心感が高く、停電で使えなくなる各種のIP電話が代替可能とは思っていません。「固定電話」も基盤として整備を継続いただきたいと考えます。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

国民として必要な場合に超高速ブロードバンドを利用することはあると思いますが、利用率向上を目的とした取り組みには疑問を感じます。料金の低廉化以前に利用したいというニーズがないのに利用率を向上させる必要は無いと考えます。

国民はブロードバンドのアクセスサービスの事業者と所謂コンテンツサービス又はプロバイダ事業者はそれぞれ別個に選択できることが望ましいと考えますので、所謂アクセスとサービスを分離し、それぞれの領域で事業者間の公正競争を一層活性化することは適切だと考えます。

現状は、ブロードバンドアクセス自体がユニバーサルに位置づけられていないため、事業者毎の経済性等による判断により、提供されているものに過ぎず、またアクセスサービスのオプションとして例えばIP電話サービスが付加されていたりするという状況と認識しています。

ユニバーサルなブロードバンドアクセスを整備する場合には、その実施事業者はユニバーサル基金等で保護される代わりに、全てのサービスオプションを分離し、かつ加入者が要望する全てのプロバイダ、サービス事業者に公平に接続する必要があると考えますが、現時点ではブロードバンドアクセス事業者を保護する基金等が整備されていないので、アクセス事業者同士が公正競争をするためにいくつかのオプションサービスを追加している状況と認識します。

メタルの固定電話時代と違って、NTTに限らず、CATV系、電力系等複数のブロードバンドアクセスサービスの提供者が存在する状況にあるため、NTTの組織形態のみに着目するのは公正ではなく、ブロードバンドアクセス提供事業者の公正競争要件、ブロードバンドサービス提供事業者の公正競争要件を各々定めるべきと考えます。また、同一事業者がアクセスとサービスの2つを同時に提供することも適切に会計分離されていれば認めるべきだと考えます。

これまで政策上ユニバーサル化されていなかったブロードバンドアクセスをユニバーサル化する場合に、すでに複数事業者によりアクセス整備されてしまった地域において、複数の事業者をユニバーサル事業者と認定するか、1事業者を認定するかにもよりますが、認定されなかった事業者の既設アクセスインフラについて、如何なる対価をもって補償するのかといった課題が発生すると考えられますが、これについても、NTTであれ、他アクセス事業者であれ、対等に取引されるような仕組みが必要だと考えます。

国民として安心できるブロードバンドアクセスを提供いただくためには、アクセスサービスの提供事業者に対して不適切に低廉な料金でサービス事業者に対する提供を求めることは適切とは考えられず、サービス事業者はサービス事業者間で公正競争を、アクセス事業者はアクセス事業者間で公正競争できる環境が必要だと考えます。